

一般社団法人日本臨床カンナビノイド学会

カンナビノイド製品ガイドライン 2017 年版

制定 2017 年 3 月 26 日

(適用の範囲)

第 1 条 この基準は、日本に流通するカンナビノイド製品に適用する。

(定義)

第 2 条 この基準において、カンナビノイド製品とは、オイル、カプセル、クリーム、電子タバコ等の形状に関係なく、大麻草由来のカンナビノイド成分を含むものをいう。

(品質等)

第 3 条 カンナビノイド製品の品質等の基準は、次のとおりとする。

1 品質

(1) 有効成分カンナビノドについて指定検査を受け、基準値を満しているもの。

有効成分	基準値
Δ9-THC (デルタ 9-テトラヒドカンナビノール)	製品内容量当たり 10ppm 未満
CBD (カンナビジオール)	製品の表示含有量の -20~+50%以内

(2) 重金属、農薬、微生物が基準値以下あること。

検査項目	基準値
重金属 (水銀、鉛)	水銀 20ppm 以下、ヒ素 2ppm 以下
残留農薬 輸入食品 100 項目以上	0.01ppm 未満
微生物 - 一般生菌数	10 の 5 乗以下 CFU/g 又は CFU/mL 1g 中の最大許容量 500,000
- 大腸菌	1g 又は 1mL 中に存在せず

2 使用原材料

項目	基準
カンナビノドの原材料	原産地証明のあるものとする
遺伝子組み換え作物 (食品)	使用及び含有しないものとする
オーガニック認証/有機 JAS 認証	必須ではないが、認証があることが望ましい

(表示)

第4条 カンナビノイド製品の表示は、食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年5月15日法律第134号）、計量法（平成4年5月20日法律51号）、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）の規定に適合していること。また、次に定めることについては、これにより行うこととする。

区分	基準
特色ある原材料等の表示	一括表示枠外に、「CBD：300mg」等、カンナビノイド含有製品であることを記載すること。

(製造)

第5条 カンナビノイド製品は、次に定める適切な製造管理下で製造しているものとする。

項目	基準
カンナビノイドの抽出法	CO2抽出、溶媒抽出等の抽出法を明記する
製造工場の認証	GMP、ISO22000等の国際認証を受けた工場での製造が望ましい

(教育)

第6条 カンナビノイド製品を製造および販売するものは、次に定める講習を受け、自らの資質向上に努めるものとする。

項目	基準
カンナビノイドに関する講習	日本臨床カンナビノイド学会が主催又は協力する講習会に年1回以上参加する

(補足)

第7条 このガイドラインの実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

このガイドラインは、2017年4月1日から施行する。